

## 合同会社 NWE-09 インベストメント「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年2月8日付けで合同会社NWE-09インベストメントより届出された「(仮称)鳥取西部風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成30年4月17日
- (2) 鳥取県知事意見 \* 平成30年7月18日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第10回)  
\* 平成30年7月25日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・哺乳類や昆虫類の捕獲地点等、地点数が少ない 類型区分があるので、各類型区分で複数地点調査を実施し、定量性を担保できるような調査計画を検討すること。	・ご指摘の内容については、調査地点を追加する等、現地調査において適切に対応し、その結果を準備書に記載します。
・渡り鳥の調査地点が猛禽類と比較して少ないと感じる。各調査地点からの視野は概ね確保されているようだが、各調査地点でデータの粗密差が大きくなるよう配慮する必要がある。	・渡り鳥の調査地点については現地調査において適切に配置致します。なお、猛禽類調査時にも、渡り鳥の移動経路も記録致します。 視野範囲とその粗密に関して、現地調査時に留意するとともに、準備書においては各メッシュにおける観察時間等もお示しするよう致します。

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、鳥取県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。